



市教委「今後の支援教育について」

必要な支援が受けられない子どもを生み出さない取り組みを

突然の市教委の方針 大きな変更を短期間で判断！？

5月10日校長会で市教委が来年度以降の支援教育方針を示しています。

- ① 「支援学級」は、1日2～3時間以上の授業時数で、障害や特性に応じた、学習・生活上の困難を克服する指導を行い、必ず自立活動を行う。
- ② 「通級指導教室」は、通常の学級の学習におおむね参加出来るが、一部特別な指導を必要とする子どもに、週1～8時間の、障害や特性に応じた特別な指導(自立活動)を行う
- ③ 保護者への対応
5月に学校から保護者へ「今後の方針」を周知。
6月に新1年生、次年度の在籍生徒の保護者への就学相談
7月に保護者との懇談で、再度支援学級在籍について確認
- ④ 府の支援学級設置計画の前に、学校から見込みの調査を実施

あまりの急な新しい方針への対応を巡り、現場は混乱しています。

現場の混乱 必要な支援が受けられなくなる？学校、クラスが大変なことに！

現場ではこの方針を受けて、不安や疑問、批判の声が次々出ています。

- 突然方針出てきて、6月から相談して来年の在籍決めるのは性急すぎる、子どもも保護者も混乱する
- なぜこんな変更になったのか十分な説明が欲しい、保護にも説明できない
- 機械的に方針を当てはめることで、通級指導教室へ変更される子どもは、本当に通級指導教室に通える保障あるのか、従来通りの支援ができるのか分からないのでは？
(現在中学校は市内2校のみ設置、小学校が12校のみに設置し放課後などに指導)
- 通常の学級で学習できるといっても、パニックや、トラブルが多く大変な子どももたくさんいる。従来の支援が受けられなと子どももクラス、学校もたいへんなことになる。
- そのような子どもたちは、担任が一人で抱えなければならないの？
- このままでは、支援が必要な生徒の対応を巡り、学校がたえられないのでは？
- 保護者にも好意的に受け止められている今までの支援教育のあり方、クラスでの子どもどうしの関係のあり方などが大きく変わりかねないのでは？本当に良いの？

新しい方針の背景 文科省の実態調査に基づく通知

市教委の新しい方針の背景には、文科省による実態調査と、それに基づく通知があります。

昨年12月の特別支援学級の実態調査の公表の中で、

- ① 大半の時間を通常の学級で学び、障害や特性に応じた指導を受けていない事例がある。支援学級では、原則として週の授業時数の半分以上を目安として障害の状態や特性に応じた授業を設定すべき。
- ② 支援学級において、自立活動の時間が設けられていない。国数のみの指導を行いそれ以外は通常の学級で学ぶ機械的・画一的な教育課程がある。
- ③ 大半の時間を通常の学級で学んでいる場合には、通級による指導などへの変更を検討すべき。
- ④ 通級、支援学級などどのような場において指導していくべきかについては、教育委員会に置いて入念に判断。検討を進める必要がある。
という内容の通知を出して、適切な対応を各教育委員会、学校に求めました。

市教委の十分な説明と教職員・保護者の理解を得る取り組みを

画一的・機械的対応で、必要な支援を得られないことがないように対応を

今回の市教委の新しい方針については、現場や子ども保護者にとって重大な問題や懸念があると言わざるを得ません。

- ① 支援や学びの場の大きな変更について、突然の発表でしかもわずか2・3か月で保護者との懇談で重大な選択を迫ること。
- ② そもそもなぜこのような変更に至ったか、市教委からの十分な説明、保護者、教職員の疑問意見にこたえる取り組みこそ必要です。
- ③ 通級指導教室への変更となっても、新設が認められるかは不明であり、画一的・機械的な対応では、学びの場、必要な支援を得られない子供が生み出される恐れがあり、通常の学級で対応しきれずに大きな混乱が起こる恐れがあります。
- ④ 文科省も「特別支援教育」の理念、「インクルーシブ教育を推進」する立場から、できるだけ同じ場で学べる教育の推進を取り組み、さらなる検討を進めています。時間数を機械的に適用するのではなく、あくまで子どもの障害や特性に基づく「必要な支援」の中身こそが重要であり、文科省も、本人・保護者の意向をできるだけ踏まえた対応が必要(文科省・「障害のある子どもの教育支援の手引き」として)しています。

今後の支援教育のあり方の動向、現場の実態を踏まえた対応

条件整備(教員増、少人数学級拡充)と学習内容、課題、テストの見直しこそ

文科省は「特別支援教育」に移行した際もできる限り同じ場で学べる教育を目指した「特別支援教室構想」を掲げており、その後もインクルーシブ教育を踏まえて、可能な限りともに教育を受けられるための教育条件整備と一人一人の教育的ニーズにこたえる指導を目指すとしています。

そのためには、全国の他府県で主流になっている独自の少人数学級、教員定数の拡充とともに、多すぎる学習内容や高度すぎる教育課題に加えて、市独自の課題、イベントの見直し、テストなどの取り組みの見直しこそ求められます。

ただでさえ、多忙で業務負担の多さの上に、教員不足の実態も解消できず、実効ある働き方改革も不十分な中で、子どもにとって必要な支援の内容や現場の指導の実態こそ重要であり、機械的で画一的な対応に陥って、学校にも子どもたちにも大きな混乱やしわ寄せを及ぼすようなことがあってはなりません。

教員免許更新制廃止も研修管理強化に 7/1から自動的に期限廃止、失効免許も申請で復活

教員免許更新制廃止が成立、文科省が取り扱いを公表

5月11日に教員免許更新制を廃止する教員免許法の改正法が成立しました。

文科省はこれを受けて、教員免許状の扱いを公表。その内容は、

- ① 現在有効な免許状は7/1以降、自動的に有効期限がなくなり、生涯有効に
- ② 非現職で休眠(失効)状態の免許 旧免許状＝自動的に生涯有効免許に
新免許状＝申請することで生涯有効に
- ③ 有効期限切れなどで失効した免許は、申請することで有効な免許を授与

昨年12月に枚方教組・大教組が加盟する全教(全日本教職員組合)の文科省への緊急要請をした、失効免許状の復活の要請にも応える内容が含まれています。

末松文科大臣は、これによって「すでに引退した教員、育児介護離職の教員、休眠免許の社会人を任用しやすくなる」と教員確保につなげる考えを表明しています。

うまくいかないから変更？ 失策の責任こそ明らかにすべき

免許更新制はもともと安倍元首相が日本を「美しい国」にするために教育「再生」を掲げ、全国学力テストとともに、「ダメ教師を排除する」と鳴り物入りで導入してきた経緯があります。

しかし実際には、相次ぐ申請忘れ、ミスによる失効・失職、免許失効による教員不足、講師不足に拍車をかけ、まともな教育活動さえ維持できない状態をもたらしてきました。この重大な失政の問題点、責任こそ明らかにすべきです。

さらに、この間の免許失効によって、子どもとの時間を奪われ、教員としての地位と生活を奪われた多くの人々への責任は一体誰がとるのか？地位と生活の保障は一体どうなるのでしょうか？

うまくいかないから、やっぱり変更などで済まされないことは明らかです。

教育公務員特例法改悪＝研修を「権利」から「命令と義務」へ、

異常な教員への管理と強化、研修内容の統制

全教・枚方教組は教員免許更新制の即時廃止だけが必要と主張し取り組んで来ましたが、文科省は廃止と引き替えに、教育公務員特例法を改悪。文科省や教育委員会が研修内容、研修計画や指標を示し、教員は全員にIDが与えられて研修履歴を管理され、校長はこれらにもとづいて教員へ指導を行う。「適切でない」場合には「命令」、さらには「処分」まで可能にするというものです。

国会でも参考人の働き方改革のアドバイザーである妹尾昌俊氏が、「そもそも更新制も教員の主体性・自主性をそっこのけにした」ことが誤りで、研修記録義務化で同じ過ちに陥る。「研修記録、校長による指導助言の義務化は不要」と明確に反対しました。さらに「研修記録の義務化などよりやるべきことはたくさんある」「教員が休憩も取れないほど忙しく、教員不足が続く中で、今必要なのは労務管理(働き方改革)と定数管理(教員増)」と語気を強めて訴えています。

かつて、日本の教員の自主的な研修のとりくみは、世界的に高く評価され、注目されてきました。本来研修は、教員のゆとりのある働き方の中で、自主的、主体的に行われてこそ、目の前の子どもたちに一番必要で有効な力をつけていくことが可能です。

研修の管理や指示、命令による運用を行わせないために、力を合わせて声を上げていきましょう。

第2回まなび庵 小学校の先生にもオススメ 6/11(土) 14:00～ ラポール枚方 信頼と対話から始まる教育活動

～行事と日常生活から見たもの～

講師： 山地先生(摂津市立第四中学校)

生徒の成長や学校づくりに欠かせない行事。時代の流れの中、またコロナ禍で縮小されつつある行事ですが、山地先生は、日々生徒を主体とした自治活動、行事、学級づくりに取り組んでおられます。まなび庵では、生徒たちが行事や自治活動を通してどう成長してきたかについてレポートしていただきます。生徒が輝ける学校づくりを目指して一緒に学びましょう。

定年延長問題・府労組連署名を広げましょう 給与7割、40歳以降の給与抑制の見直しを 大教組、枚方教組は給与7割措置に反対しています

前回お知らせした、定年延長問題の記事に大きな関心や反響が寄せられています。府労組連署名をたくさんの教職員に広めましょう。

- 要求項目
- ① 大幅な賃上げを行うこと
 - ② 定年引き上げで、60歳以降の賃金引き下げを行わないこと、60歳前(40歳以降)の賃金を抑制しないこと
 - ③ 「定年前短時間再任用」に希望者全員を採用し、定数外とすることで欠員補充・長時間労働の解消を

署名はQRコードでウェブ署名も可能です。

「安心して働き続けられる『定年引き上げ』制度を
求める署名」QRコード⇒



枚方教職員組合第66回定期大会

第34回女性部大会

5月27日(金) 18:30 組合事務所

たくさんの組合員の参加で、職場どうしの交流をしましょう。